

宮崎県育英資金等

1 宮崎県育英資金

宮崎県育英資金は、向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を貸与する制度です。

中学校（以下、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部を含む。）の第3学年で申込みを行う予約採用と、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校高等課程在学中に申込みを行う在学採用があります。

予約採用の申込資格等は次のとおりです。

〔一般育英資金申込資格〕

- ・中学校の第3学年に在学している生徒で、その者の生計維持者が宮崎県内に居住していること。

〔へき地育英資金申込資格〕

- ・中学校の第3学年に在学している生徒で、その者の生計維持者が規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。

〔貸与月額 平成27年度〕 ※平成25年度からそれぞれの貸与月額が選択可能となりました。

種	類	貸与月額		
		18,000円	14,000円	9,000円
一般育英資金	自宅通学者	18,000円	14,000円	9,000円
	自宅外通学者	23,000円	18,000円	12,000円
へき地育英資金	自宅通学者	27,000円	21,000円	14,000円
	自宅外通学者	38,000円	29,000円	19,000円

※一般育英資金のスポーツ選手等貸与枠については、在学採用のみの該当となります。

〔申込方法〕

募集要項及び申請書類を7月頃に各中学校を通じて配布します。

在学中学校の指定する期日（おおむね9月下旬）までに当該中学校を通じて申し込んでください。

2 高等学校定時制・通信制修学奨励資金

高等学校の定時制及び通信制課程に在学し、継続的に収入を得る職業についている方が、経済的な理由により修学が困難な場合に貸与を行っています。

なお、日本学生支援機構及び宮崎県育英資金の貸与を受けていない方に限ります。

〔所得制限 平成27年度〕

前年の所得が279万円以下であること。（申請者本人に扶養している者がいるとき、又は申請者本人を扶養する者がいるときは、別になります。）

〔貸与月額 平成27年度〕 14,000円

〔奨学金の返還免除〕

定時制・通信制課程を卒業した場合は、奨学金の返還が免除されます。

※ 途中退学した場合には、返還免除になりません。

（貸与を受けた期間と同じ期間内で全額返還する必要がありますので、注意してください。）

〔申込方法〕

入学後の手続きとなりますので、当該高等学校を通じて申し込んでください。

詳しいことは、県教育庁財務福利課修学支援担当にお問合わせください。

(0985) 44-2604